

# 流山市電子入札約款

制 定	平成19年	5月25日
施 行	平成19年	6月 1日
一部改正	平成20年	4月 1日
一部改正	平成28年	1月 1日
一部改正	令和3年	10月 1日

(趣旨)

第1条 この約款は、流山市が執行する電子入札（市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する入札をいう。）及び契約の締結について、必要な事項を定めるものとする。

なお、本約款に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるとおりとする。

(設計図書等の熟読及び質疑)

第2条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、設計図書及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）を熟読し、かつ、現場の状況を確認した上、入札に参加しなければならない。

2 入札参加者は、設計図書及び現場の状況に疑義が生じたときには、指定する期限、場所、方法により質疑を提出するものとする。

3 前項の質疑に対する回答は、指定の方法により行うものとする。

(一般競争入札における設計図書等の縦覧等)

第3条 一般競争入札に係る入札参加者は、縦覧に供する設計図書等を縦覧しなければならない。

2 一般競争入札に係る入札参加者は、当該入札の参加資格要件を満たしていることを証する書類の交付を受けなければならない。

(指名競争入札における設計図書等の閲覧等)

第4条 指名競争入札に係る入札参加者は、当該設計図書等を閲覧しなければならない。

(入札等)

第5条 入札書は、原則として電子入札システムにより作成し、当該入札に係る公

告又は当該入札に係る通知に示した日時（以下、「入札書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。

2 入札参加者は、流山市一般（指名）競争入札参加業者資格審査を申請した代表者又は代理人（年間委任状のある受任者とする。）とする。

3 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（確約）

第6条 第5条第1項の規程により、入札書を提出した者は以下の事項を確約したものとみなす。

（1）談合等による入札の公正を害するような不正行為をしていないこと

（2）入札終了後において、談合等の疑義が生じたときは、市のとる措置に従い一切の異議を申し立てないこと

（入札回数等）

第7条 入札の回数は、原則として初度入札及び再度入札の2回とする。ただし、予定価格を入札前に公表している場合は初度入札の1回とする。

2 再度入札は、初度入札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときに、直ちに電子入札システムにより行うものとする。

3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で、入札書が無効となった者以外のものとする。

（入札辞退）

第8条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札書受付締切予定日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を作成し、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、辞退を理由に不利益な取扱いを受けることはない。

（入札参加者の欠格）

第9条 入札参加者が次の一に該当する場合は、入札に参加することができない。

（1）入札参加資格を取り消されたとき

（2）入札参加資格を停止されているとき

（3）納付すべき所定の入札保証金を納付しないとき

（4）その他入札に参加する条件に違反しているとき

(未入札)

第10条 入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(入札の無効)

第11条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者がした入札
- (2) 必要事項を欠く入札
- (3) 明らかに連合であると認められる入札
- (4) 電子認証書を不正に使用した入札
- (5) 入札に際して不正を行った者がした入札
- (6) 提出すべき入札金額の積算内訳書の提出のない入札
- (7) 提出された内訳書の金額と入札金額が違う入札
- (8) 予定価格を事前公表してる入札において、予定価格を超えた入札
- (9) 再度入札において、初度入札の最低入札金額以上の入札
- (10) 再度入札において、初度入札に無効となった物がした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した者がした入札

(入札の延期、取り止め等)

第12条 入札の執行は、都合により延期し、又は取り止めることがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求できないものとする。

- 2 入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等の疑義が生じ、入札の公正を確保することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求できないものとする。
- 3 入札参加者がいない場合並びに未入札、無効及び欠格により有効となる入札がない場合は、入札を取り止めるものとする。再度入札においても同様とする。
- 4 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないと判明した場合は、入札の執行の延期、又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。
- 5 分離発注に係る入札で分離されたそれぞれの工事のうち主たる工事に係る入札が不調、延期又は取り止めになったときは、当該不調となった入札以外の分離された工事に係る入札の執行は延期し、又は取りやめるものとする。

(落札者の決定)

第13条 入札を行った者のうち予定価格内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定するものとする。ただし、調査基準価格を設けている入札の場合はこの限りでない。

(入札の保留)

第14条 調査基準価格を設けている入札の場合において、入札の結果、調査基準価格を下回る入札があったときは、当該入札を保留し、入札を終了するものとする。

2 調査基準価格を下回る入札を行った者は、その後の事情聴取に協力しなければならない。

(入札保留による落札者の決定)

第15条 前条により入札を保留したときは、調査のため、最低価格入札者から事情を聴取し、落札者とするか否かを決定するものとする。

2 前項の決定が最低価格入札者を落札者とし不在の場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の次順位者を落札者として決定するものとする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札金額であるときは、前項と同様の手続きにより決定するものとする。

(電子くじによる落札者の決定)

第16条 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、速やかに当該入札をした者に電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者を決定する。

(契約の締結)

第17条 契約の締結は、契約書に当事者の記名及び押印をすることにより行わなければならない。

2 前項の契約書は、契約頭書、仕様書、設計書及び質疑回答書その他発注者が特に必要と認める書類を袋とじすることにより作成するものとする。

3 落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、議会の議決を要する契約及び特に発注者の承認を得た契約の場合は、この限りでない。

4 議会の議決を要する契約については、仮契約書を作成しなければならない。

5 第3項ただし書きに規定する場合の契約締結時期及び前項の仮契約書の作成時期については、その都度発注者が指示するところによらなければならない。

6 契約者が、第3項に規定する期間内又は前項の規定により指示された時期に契約を締結しないときは、落札は、その効力を失う。

(異議の申し出)

第18条 入札をした者は、入札後、この約款、設計図書等及び現場の状況についての疑義又は不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(建設業退職金共済制度の履行)

第19条 建設工事の契約を締結しようとする落札者(以下「請負者」という。)は、中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づく建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後原則1か月以内、電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内(工期が1か月以内の場合は、工期の末日まで)にその旨を所定の報告書等により発注者に提出しなければならない。

また、請負者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 建設工事の請負者が前項の制度に基づく、共済証紙(電子申請方式による場合にあっては、退職金ポイント)を購入しないとき、又は証紙(退職金ポイント)購入額が購入標準額に達しないときは、その理由を前項の報告書等により同項に規定する期間内に報告しなければならない。

(電磁的な方法による通知等の処理)

第20条 本約款に規定する公告、通知、及び質問書は、電磁的な方法によることもできるものとする。この場合にあって、契約図書として、契約書に添付すべき書類は、指定する日まで有印した書面を提出しなければならない。

(補則)

第21条 本約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

附 則

この約款は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この約款は、平成28年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この約款による改正後の流山市電子入札約款及び流山市建設工事総合評価一般競争入札（特別簡易型）約款は、平成28年1月1日以降に公告する入札から適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則

この約款は、令和3年10月1日から施行する。